

決議 4.27*

条約第 17 条 3 項の解釈

条約は、これを生み出した基本原則に照らしてその各規定を締約国会議が定義する場合にのみ、機能し、効力を持つことを認識し、

条約第 17 条 3 項は、狭い意味においても広い意味においても解釈することができることを認識し、

条約第 17 条 3 項を広い意味に解釈した結果として生じる可能性のある困難な問題を考慮し、

条約を改正するいかなる場合においても、改正を発

効させるのに必要な締約国の数を設定しない限り、修正を発効させることはできないということを考慮し、

条約締約国会議は、

条約第 17 条 3 項を意味を狭い範囲で解釈し、条約に対する改正を発効させるためには、改正の採択の時点において、締約国の 3 分の 2 の賛成を必要とするという意味に解釈することを勧告する。 ■

* 決定 14.19 および第 58 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。